

「新宿区障害者計画(令和6年度～令和9年度)、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画(令和6年度～令和8年度)」(素案)の作成及びパブリック・コメント等の実施について

「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」については、委員29名(うち外部委員23名)から構成される新宿区障害者施策推進協議会で審議を重ね、令和6年3月の計画最終決定を目途に策定作業中である。

このたび、同協議会での検討結果を踏まえ、別添のとおり「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」(素案)(以下「計画素案」という。)を作成し、これについて、下記のとおりパブリック・コメントを実施し、広く区民からの意見を求める。

記

1 計画素案の概要(資料1・2)

(1) 計画の目的と位置付け

① 障害者計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者施策を計画的、総合的に推進するために、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりなど広範な施策分野にわたり、障害者施策のあり方について定めた基本的な計画である。

② 第3期障害児福祉計画及び第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める計画である。第7期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保等について定める計画である。

両計画とも、各サービスの必要量見込やサービス提供体制の確保策について、区の具体的な施策を定めている。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「新宿区成年後見制度利用促進基本計画」を内包している。

(2) 計画期間

① 障害者計画

現行計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としている。障害児福祉計画及び障害福祉計画の策定期間に合わせ、必要な見直しを行う。

② 第3期障害児福祉計画及び第7期障害福祉計画

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする。

(3) 計画の基本的な考え方

① 障害者計画

新宿区基本計画で掲げる「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」をめざし、「障害者が尊厳を持って生活できる地域共生社会の実現」、「バリアフリー社会の実現」、「必要な時に必要な支援が得られる地域共生社会の実現」の3つの基本理念のもと、それに基づく個別施策を定めている。

② 第3期障害児福祉計画及び第7期障害福祉計画

地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、第2期障害児福祉計画及び第6期障害福祉計画期間（令和3年度～令和5年度）の実績等を踏まえ、令和8年度末までの障害児及び障害者の各福祉サービスの必要量見込及びサービス提供体制を確保するための方策を定める。

(4) 現計画からの主な見直し内容(資料3・4)

① 障害者計画

・ 基盤整備関連

新宿生活実習所の建て替えや障害者福祉センターの改修工事、払方町国有地や中落合一丁目区有地を活用した障害者グループホーム等の整備に伴い、関連する個別施策について所要の修正を行う。

・ その他の障害福祉法制度関連

令和4年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」及び令和6年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」改正法により、障害者の社会参加のさらなる推進に向けた環境整備が進められている。障害者計画においては、それぞれ法の趣旨を踏まえた記載を行うこととする。

② 第3期障害児福祉計画及び第7期障害福祉計画

・ 成果目標関連

令和5年5月19日付厚生労働省通知「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）」に基づき、第3期障害児福祉計画及び第7期障害福祉計画の成果目標を新たに設定する。

2 パブリック・コメントの実施(資料5)

(1) 実施期間

令和5年10月25日（水）から令和5年11月27日（月）まで

(2) 意見書の提出方法

10月25日号の広報新宿及び区ホームページで意見を募集し、郵送、ファックス、区ホームページ及び障害者福祉課窓口で受付

(3) 閲覧場所等

以下の場所で閲覧及び配布するとともに区ホームページで公表する。

障害者福祉課、保健予防課、保健センター、子ども総合センター、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、中央図書館・他区立図書館9館、障害者福祉センター・他区立障害者施設5所、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー、勤労者・仕事支援センター
(下線の施設では素案要約版の点字版及び音声版を用意する)

3 障害者団体等への説明会の実施(資料6)

11月6日(月)以降、説明会を実施する。加えて、希望のある関係団体に対し、個別に説明会を実施する。

4 今後のスケジュール

令和5年	10月10日(火)	福祉健康委員会へ報告 (計画素案の作成及びパブリック・コメント等の実施)
	10月25日(水)	パブリック・コメントの実施
	～11月27日(月)	
	11月6日(月)	障害者団体等への説明会実施
	～11月16日(木)	
令和6年	1月31日(水)	新宿区障害者施策推進協議会 (パブリック・コメントの結果を踏まえた計画案)
	2月14日(水)	調整会議 (計画の策定及びパブリック・コメント等の実施結果)
	3月1日(金)	政策経営会議(同上)
	3月12日(火)	福祉健康委員会へ報告(同上)